身延町「みのワン商品券」取扱店募集要項

1.趣旨

身延町「みのワン商品券」配布事業の実施にあたり、取扱店としての事務を適正に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

2.事業概要

(1) 商品券の名称 みのワン商品券

(2) 趣旨 新型コロナウイルス感染症及びエネルギー・食料品価格等の物価

高騰が家庭に与える影響を緩和するとともに、売上が減少している町内事業者の支援を引続き行い、積極的な地域の消費喚起を促し、もって景気を下支えするため、身延町「みのワン商品券」配布

事業を実施する。

(3) 発行者 身延町

(4) 発行内容 商品券:1冊5枚綴り(1,000円券×5枚)

内 訳:1,000 円券×3 枚 地域券 1,000 円券×2 枚 共通券

(5) 使用期間 令和5年9月1日から令和5年11月30日まで

(6) 給付対象者 令和5年8月1日において町の住民基本台帳に記録されている者

(7) 交付方法 世帯主宛て、簡易書留等で交付

3.商品券の取扱い及び厳守事項

- (1) 使用期間後の商品券は無効とする。
- (2) 商品券と現金の交換はできないこととする。
- (3) 釣銭は支払われないものとする。
- (4) 第3者への転売・譲渡や換金は行わないこととする。
- (5) 商品券の盗難・紛失等は自己の責任とし、身延町は一切責任を負わないこととする。

4.商品券の使用対象にならないもの

- (1) たばこ
- (2) 出資、債務又は振込手数料等の支払
- (3) 国税、地方税等の公租公課
- (4) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担

(6) 不動産及び金融商品

5.取扱店の参加資格

身延町内において事業所、店舗等を有する事業者とし、次の(1)から(4)に該当する事業者を 除いたものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記 4.「商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律 第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員 (同条第 6 号に規定する 暴力団員をいう。) または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該 当する事業者

6.取扱店の責務等

- (1) 商品券の見本を店内に提示することにより偽造商品券でないか確認すること。なお、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、速やかに警察に通報すると共に身延町役場(観光課)まで連絡するものとする。商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取扱うすべての店員に周知すること。
- (2) 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に取扱店社判を押印するか、取扱店名を記入することとし、既に使用済みの券については受け取りを拒否すること。取扱店名記入の際には、消えないペン等で記入をすることとする。
- (3) 商品券の交換及び売買は行わない。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能とする。
- (4) 回収した商品券を換金に回さず他の取扱店で使用しないこと。
- (5) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の 責務とする。
- (6) 山梨県暴力団排除条例を遵守すること。
- (7) その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

7.取扱店申込み手続き

この「取扱店募集要項」に同意のうえ、身延町「みのワン商品券」取扱店申込書兼誓約書に必要事項を記入し、持参または郵送にて身延町役場観光課へ申し込み手続きを行うこと。 「申込書兼誓約書」は身延町役場の HP から取得することが可能である。

※取扱店区分

【区分1】: 身延町内に本社、店舗を構える事業者。 地域券と、共通券の使用可能店舗。

【区分2】: 町外に本社をおき、町内に店舗を構える事業者。 共通券の使用可能店舗。

8.換金手続き

換金手続きは、次の方法により行う。

- (1) 取扱店は、商品券裏面に使用済み商品券として区別のつくように所定の記入をした後、身延町「みのワン商品券換金申請書」に商品券を添えて身延町役場(観光課、企画政策課、下部支所)に提出する。
- (2) 身延町役場(観光課)は「取扱店申込書兼誓約書」で登録をした口座に「換金申請書」で申請された金額を各取扱店に振り込むこととする。
- (3) 振込日は身延町で指定する日とし、令和5年9月から月3回程度設けることとする。
- (4) この「換金申請書」の提出期限は、利用日から令和 5 年 12 月 11 日 (月) までとする。この期間を過ぎてからの提出は、いかなる理由でも応じられないので、必ず期間中に換金手続きを行うこと。

9.取扱店の取消し等

この事業に違反する行為が認められた場合、取扱店を取り消す場合があり、換金の申請についても協議して決定する。

10.その他

取扱店の情報(店舗名、所在地、電話番号、業種等)は、身延町「みのワン商品券取扱店一覧」としてチラシを作成し、身延町役場の HP 等で広報することとする。